

議案第 2 1 号

令和 5 年度牧之原市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度牧之原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|     |                    |   |
|-----|--------------------|---|
| (1) | 給水戸数 (件数)          | 16,000 件  |
| (2) | 年間総配水量             | 6,205,500 m <sup>3</sup>  |
| (3) | 一日平均配水量            | 17,000 m <sup>3</sup>   |
| (4) | 主要な建設改良事業<br>配水施設費 | 市道白井本線配水管布設替工事<br>市道片浜 26 号線他配水管布設替工事<br>市道菅ヶ谷 22 号線他配水管布設替工事<br>市道菅ヶ谷 10 号線配水管布設替工事<br>市道田下平城線配水管布設替工事<br>事業費 258,772 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|       |        |              |
|-------|--------|--------------|
|       | 収      | 入            |
| 第 1 款 | 水道事業収益 | 1,030,156 千円 |
| 第 1 項 | 営業収益   | 982,929 千円   |
| 第 2 項 | 営業外収益  | 47,217 千円    |
| 第 3 項 | 特別利益   | 10 千円        |
|       | 支      | 出            |
| 第 1 款 | 水道事業費用 | 1,010,241 千円 |
| 第 1 項 | 営業費用   | 984,203 千円   |
| 第 2 項 | 営業外費用  | 24,038 千円    |
| 第 3 項 | 予備費    | 2,000 千円     |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 312,300 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,173 千円及び過年度分損益勘定留保資金 291,127 千円で補てんするものとする。)

|       |          |            |
|-------|----------|------------|
|       | 収        | 入          |
| 第 1 款 | 資本的収入    | 105,558 千円 |
| 第 1 項 | 企業債      | 90,000 千円  |
| 第 2 項 | 国県補助金    | 5,000 千円   |
| 第 3 項 | 工事負担金    | 10 千円      |
| 第 4 項 | 長期貸付金償還金 | 0 円        |
| 第 5 項 | 固定資産売却収入 | 10 千円      |
| 第 6 項 | その他資本的収入 | 10,538 千円  |

## 支 出

|              |           |
|--------------|-----------|
| 第1款 資本的支出    | 417,858千円 |
| 第1項 建設改良費    | 264,708千円 |
| 第2項 企業債償還金   | 133,801千円 |
| 第3項 その他資本的支出 | 19,349千円  |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 建設改良費
- (2) 限度額 90,000千円
- (3) 起債の方法 普通貸借又は証券発行
- (4) 利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方法で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- (5) 償還の方法 公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定して償還する。ただし、事業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 72,306千円  
(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,191千円と定める。

令和5年2月27日提出

牧之原市長 杉本基久雄